

令和4年度 第10回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年1月

魚沼市農業委員会

令和4年度第10回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 15名 定員 19名
欠席 4名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
	○	1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
	○	14	櫻井信夫	
	○	15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和4年度

第10回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年1月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 10 番 今井 渉 委員 11 番 葦澤 芳子 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 魚沼市農業委員候補者評価委員会委員の任命について 魚沼市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について 農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について
5		その他 閉会宣言 16 時 00 分

令和4年度 第10回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第10回魚沼市農業委員会総会は、令和5年1月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号1番佐藤新一委員、議席番号8番中澤正規委員、議席番号14番櫻井信夫委員、議席番号15番姉崎幸男委員の4名です。出席者数15名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第10回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として特に報告事項はありません。

議 長（上村会長）

第2地区部会会長は今日は欠席です。

第3地区部会副会長（大家市衛委員）

第3部会も報告はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項につきまして、内容等々、皆さま方からご質問ありましたらご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてありますので、議長の指名に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号10番今井渉委員及び議席番号11番葦澤芳子委員の兩名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は10件、33筆、31,164.11㎡の届出がありました。主な解約の理由は、第三者に利用権設定するためとなっております。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は14件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。整理番号2番、8番、14番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第1号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、3筆、742.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか2筆	742㎡
	新地目		原野	
	申請人	*****		
	非農地の原因		一部分10年ほど前まで耕作された形跡があるが、大半は昭和50年頃から耕作放棄となっていたもの。当該地はいずれも林野隣接又は周囲を林野に囲まれた不整形・狭小な土地であり、連担は困難となっている。草木も繁茂する状況となっており、農地と	

して復元することは困難。

以上、現地の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番につきまして報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）

件数 58 件

筆数 186 筆

面積 196,748.25 m²

所有権移転

件数 2 件

筆数 11 筆

面積 8,932.00 m²

農地中間管理機構との利用権設定はありませんでした。

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、27ページをご覧ください。

整理番号4-1 所有権を移転する農用地 * * * * * 田ほか7筆

	合計 4,577 m ²
所有権を移転する者	*****
所有権の移転を受ける者	*****
所有権移転 売買	対価 *****円
整理番号 4-2 所有権を移転する農用地	***** 田ほか 2 筆
	合計 4,355 m ²
所有権を移転する者	*****
所有権の移転を受ける者	*****
所有権移転 売買	対価 *****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 2 号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 2 号農用地利用集積計画の決定については、事務局の報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

魚沼市農業委員候補者評価委員会委員の任命について 魚沼市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員 の任命について

議 長（上村会長）

続いて、関連がありますので日程第 4 議案第 3 号魚沼市農業委員候補者評価委員会委員の任命について並びに日程第 4 議案第 4 号魚沼市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について同時に提案させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

議案書の 29 ページをご覧ください。

議案第 3 号魚沼市農業委員候補者評価委員会委員の任命について、魚沼市農業委員候補者評価委員会運営要綱第 3 条の規定により評価委員を任命することについて同意を求めるものです。

なお、農業委員候補者評価委員会委員につきましては、お手元に配布しましたホチキス止め 2 枚組ですけれども、こちらの運営要綱の 1 ページ目になりますけれども、第 3 条第 1 項第 1 号から 3 号に記載するものとして議案第 3 号に記載されている

方5名を委員に任命するものであります。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

議案第4号魚沼市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員の任命について、魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の運営要綱3ページ目になりますけれども、第3条の規定により評価委員を任命することについて同意を求めるものでございます。農業委員会が任命する農業委員8名ということになっておりまして、8名の委員については議案書に記載の方、8名のとおりでございます。説明については以上です。

議長（上村会長）

議案第3号・第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、議案第3号並びに第4号につきまして事務局が報告したとおりでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。該当する方はよろしくをお願いいたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

議案書の33ページをご覧ください。

それでは、議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について提案をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和元年度に全国で農業委員会に関わる不祥事が続いて発生したことを受けまして、同様の決議を毎年度行っております。私が読み上げますので、ご確認いただき決議をお願いいたします。

議案第5号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度

を運用すること。特に、農業委員会法 31 条の議事参与の制限、同法第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 5 年 1 月 25 日
魚沼市農業委員会

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、皆様方からご意見がありましたら、よろしくお願いたします。農業委員会の法令順守の申し合わせというようなことでございまして、ひとつこういったことの中で決議をさせていただくということによろしいでしょうか。

それでは、決議の案を取っていただくことによろしくお願いたします。

その他

事務局（松井事務局長）

- ・改選の募集期間について
- ・評価委員会の開催時期について
- ・地区部会の開催について

議 長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、慎重審議をいただき、終了いたしました。大変ありがとうございました。

（時刻は 16 時 00 分）

上記会議の内容は、令和4年度第10回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
